

富山大学大学院経済学研究科規則

平成17年10月1日制定	平成18年3月8日改正
平成19年3月5日改正	平成20年2月20日改正
平成21年2月18日改正	平成22年2月10日改正
平成22年6月9日改正	平成23年2月9日改正
平成24年2月8日改正	平成25年2月13日改正
平成26年2月12日改正	平成27年3月5日改正
平成28年2月10日改正	平成29年2月8日改正
平成30年2月14日改正	平成31年2月13日改正
令和元年9月24日改正	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学大学院学則（以下「学則」という。）第55条の規定に基づき、富山大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、経済学・経営学・法学という社会科学の主要な専門分野において総合的・学際的な教育・研究を行っている経済学部を母体として、より高度で現代的な教育・研究体制を備えることにより、地域の社会人に対して激変する現代経済社会の課題に対応できるような専門的能力・知識を修得するための再教育を行うと共に、大学卒業生及び外国人留学生に対して、高度の専門的能力と豊かな知識を身につけた人材を養成することを目的とする。

- 2 地域・経済政策専攻においては、経済学や地域政策・公共政策などの分野について、公務員・公的セクターの職員等の社会人再教育も含め、高度な専門知識や分析力を有する人材を養成することを目的とする。
- 3 企業経営専攻においては、企業の経営戦略、企業会計、企業法務、管理科学などの分野について、現職の企業人の再教育も含め、高度な専門知識と創造的能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(教員組織)

第2条の2 研究科の専攻に、教員組織として経済学、経営学及び経営法学の講座を置く。

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 授業科目の1単位当たりの授業時間は、講義及び演習については、15時間とする。
- 3 授業科目の1単位当たりの授業時間は、実習については、30時間とする。
- 4 授業科目の配当及び授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

(教育方法の特例)

第4条 経済学研究科委員会（以下「委員会」という。）が教育上必要と認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に、授業及び研究指導を行うことができる。

(履修方法)

第5条 学生は、学期ごとに、その学期に履修しようとする授業科目の届け出をしなければならない。

- 2 学生は、履修する授業科目中選択科目の選択については、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

第6条 学生は、研究科に2年以上在学し、所属する専攻の所定の授業科目について、必修科目8単位を含めて30単位以上修得しなければならない。

- 2 研究科長は、研究科に1年以上在学し、必修科目4単位を含めて30単位以上修得し、優れた研究業績を上げた者について、委員会の意見を聴いて課程の修了の承認を学長に求めることができる。
- 3 学生は、指導教員の許可を得て、他専攻、他の研究科及び教育部並びに他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。
- 4 研究科長は、前項の規定により履修した授業科目の修得単位を委員会の意見を聴いて、第1項に規定する修了に必要な単位に含めることができる。
- 5 学生は、指導教員の許可を得て、経済学部の授業科目を履修することができる。ただし、修得した単位は、第1項に規定する修了に必要な単位に含めることができない。

第7条 研究科長は、学則第25条に定める長期にわたる課程の履修について、原則として入学時に学生からの申請に基づき、委員会の意見を聴いてこれを認めることができる。

(単位の認定)

第8条 単位修得の認定は、筆記若しくは口頭の試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が行う。

2 前項の認定を行う時期は、学期末とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の評語で表し、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

2 成績の評価基準は、100点を満点として次のとおりとする。

秀 90点以上

優 80点以上90点未満

良 70点以上80点未満

可 60点以上70点未満

不可 60点未満

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事由により正規の試験を受けることができなかつた者には、追試験を許可することがある。

(学位論文の提出)

第11条 学生は、あらかじめ指定する期日までに学位論文(学則第37条第1項ただし書きに規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)を提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第12条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科長の委嘱する3名の審査委員がこれを行う。

2 最終試験は、当該論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆記により行う。

(転入学)

第13条 研究科長は、転入学を志願する者があるときは、委員会の意見を聴いて、学長に許可を求めることができる。

2 転入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 在学証明書及び在職証明書

(3) 成績証明書

(4) 研究計画書

(5) 指導教員の推薦書

(6) 所属長の受験許可書

(7) その他研究科が指定する書類

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会の意見を聴いて、研究科長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 学則附則第2項の規定により、国立大学法人富山大学成立の際現に旧富山大学大学院経済学研究科に在学する者は、大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を本研究科において行うものとし、教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項については、旧富山大学大学院経済学研究科規則等を適用する。

附 則

1 この規則は、平成18年3月8日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表

各専攻授業科目及び単位数

専攻	授業科目	単位数	備考
地域・経済政策	理論経済学特殊研究	2	○印の授業科目のうち 1科目を必修とする。
	数理経済学特殊研究	2	
	○ 数理経済学演習	8	
	応用経済学特殊研究	2	

○ 応用経済学演習	8
現代経済理論特殊研究	2
東アジアの経済開発特殊研究	2
○ 東アジアの経済開発演習	8
都市経済学特殊研究	2
○ 都市経済学演習	8
西洋経済史特殊研究	2
○ 西洋経済史演習	8
日本経済史特殊研究	2
環境産業論特殊研究	2
○ 環境産業論演習	8
環境経済・政策学特殊研究	2
○ 環境経済・政策学演習	8
地域社会学特殊研究	2
○ 地域社会学演習	8
社会調査法特殊研究	2
○ 社会調査法演習	8
産業構造変化と地域経済特殊研究	2
○ 産業構造変化と地域経済演習	8
地域経済のマクロ分析特殊研究	2
○ 地域経済のマクロ分析演習	8
中国対外経済特殊研究	2
○ 中国対外経済演習	8
ロシア経済特殊研究	2
○ ロシア経済演習	8
社会保障特殊研究	2
○ 社会保障演習	8
計量経済学特殊研究	2
○ 計量経済学演習	8
応用計量経済学特殊研究	2
○ 応用計量経済学演習	8
金融の計量経済分析特殊研究	2
○ 金融の計量経済分析演習	8
農業政策特殊研究	2
○ 農業政策演習	8
金融論特殊研究	2
○ 金融論演習	8
財政学特殊研究	2
○ 財政学演習	8
国際経済学特殊研究	2
○ 国際経済学演習	8
政治学特殊研究	2
○ 政治学演習	8
憲法特殊研究	2
○ 憲法演習	8
環境法特殊研究	2
○ 環境法演習	8

	刑事法特殊研究	2	
	○ 刑事法演習	8	
	刑事訴訟法特殊研究	2	
	開発法学特殊研究	2	
	○ 開発法学演習	8	
	外国経済・法律書研究	2	
企業経営	経営組織論特殊研究	2	○印の授業科目のうち 1科目を必修とする。
	○ 経営組織論演習	8	
	経営戦略論特殊研究	2	
	○ 経営戦略論演習	8	
	財務会計論特殊研究	2	
	○ 財務会計論演習	8	
	人的資源管理特殊研究	2	
	○ 人的資源管理演習	8	
	比較経営論特殊研究	2	
	○ 比較経営論演習	8	
	国際経営論特殊研究	2	
	○ 国際経営論演習	8	
	マーケティング論特殊研究	2	
	○ マーケティング論演習	8	
	消費者行動論特殊研究	2	
	○ 消費者行動論演習	8	
	原価計算論特殊研究	2	
	○ 原価計算論演習	8	
	管理会計論特殊研究	2	
	○ 管理会計論演習	8	
	コストマネジメント特殊研究	2	
	○ コストマネジメント演習	8	
	流通論特殊研究	2	
	○ 流通論演習	8	
	多国籍企業論特殊研究	2	
	○ 多国籍企業論演習	8	
	オペレーションズ・リサーチ特殊研究	2	
	○ オペレーションズ・リサーチ演習	8	
	情報システム論特殊研究	2	
	○ 情報システム論演習	8	
	数理計画法特殊研究	2	
	○ 数理計画法演習	8	
	民法Ⅰ特殊研究	2	
	○ 民法Ⅰ演習	8	
	民法Ⅱ特殊研究	2	
	○ 民法Ⅱ演習	8	
	国際民事訴訟法特殊研究	2	
	○ 国際民事訴訟法演習	8	
	金融取引法特殊研究	2	
	○ 金融取引法演習	8	
	経済法特殊研究	2	

	○ 経済法演習	8	
	労働法特殊研究	2	
	○ 労働法演習	8	
	国際取引の法と心理特殊研究	2	
	○ 国際取引の法と心理演習	8	
	商法特殊研究	2	
	外国経営・法律書研究	2	
共通科目	国内インターンシップⅠ	1	
	国内インターンシップⅡ	2	
	国際インターンシップⅠ	1	
	国際インターンシップⅡ	2	
	アカデミックライティング	2	
備考			
この表に掲げる授業科目のほか、特別研究を設けることができる。			